

# アメリカにおける家族法弁護士の役割<sup>1</sup>

The Family Lawyers' Role in America

秋田 知子

桐蔭横浜大学法学部

(2010年9月15日 受理)

## 一、はじめに

弁護士は、訴訟の場面では対立当事者の一方側の「擁護者」として行動する。この場面では、弁護士は自分の依頼者を勝訴させるために行動する。弁護士は、論争主義的な態度で依頼者の利益を最大限に相手から引き出すことを自己の役割と規定してきた。もちろん職業倫理に違反すれば懲戒のリスクも負うのだが。

しかし、一般に、このような論争主義的な弁護士の役割を果たすだけでは、紛争を適切に解決できないのも確かである。特に家事紛争に関わる弁護士は、通常の一般的な財産紛争を担当する場合とは異なり、依頼者のみの代理に徹するというわけにはいかない。なぜなら、家事紛争というのは、紛争解決後に当事者が交流を続けていかなければならないという要素を持っているからである。たとえば、離婚紛争の際に夫婦の一方だけの代理に徹して依頼者だけの勝利に導くことは、かえって

紛争処理後の相手方との関係を悪化させ、離婚後に養育費を支払う等の継続的な関係維持に悪影響を与えててしまうだろう。また、弁護士は、職業上の義務はないが家族の将来の幸せのために、直接の依頼者ではない子の利益までを考慮する必要があるのではないか。

さらに、家事紛争は、紛争当事者からしてみれば、愛情や憎しみが絡んでいることから合理的な決定を行うことが難しく、また自分の意思を弁護士に伝えにくいという特色もあるので、ますます家族法弁護士は、紛争の解決に対して縫細で微妙な役割を演じる必要があり、そうでなければ、根本的な解決に結びつかなくなるだろう。

本稿では、アメリカの弁護士倫理や家族法弁護士の行動指針等を参照しながら家事紛争、特に離婚紛争を処理する家族法弁護士の役割について検討し、また弁護士が直接代理していない子の利益をどう考えるかについても併せて検討したい。

Tomoko Akita : Department of Law, Faculty of Law, Toin University of Yokohama, 1614 Kurogane-cho, Aoba-ku, Yokohama, Japan 225-8502

## 二、離婚紛争を処理する家族法弁護士の役割

家族法弁護士が離婚紛争を処理するための役割を以下のように三つに分類し、検討する。第一の類型は、弁護士が夫または妻の一方側の代理人として活動をする場合、第二の類型は、弁護士が夫婦双方の調整役として活動する場合、第三の類型は、弁護士が中立の調停人として離婚紛争の解決にあたる場合である。

(1) 第一の類型 弁護士が夫または妻の一方側の代理人として、一方側の利益を最大化するよう行動する場合である。

この類型の問題は、弁護士が依頼者の利益を最大限に引き出すために積極的に行動しようとするため、「違法とはいえないが、依頼者が望む結果」を目指すことになり、相手方に痛みと屈辱をできるだけ加えるという役割を弁護士が引き受けることである。もしこの論争主義的な態度を極端に装うならば、かえって依頼者の長期的な利益を損なうことになるだろう。たとえば、離婚において妻は子供の養育費を夫からできるだけ多くもらいたいと考えている。妻の代理人である弁護士は、夫側と交渉し、巨額の養育費を支払う合意をとりつけたとする。おそらく妻からみると、この弁護士は良い弁護士かもしれないが、実はこの養育費の約束は、夫には支払い続けることが困難である金額だったとしたらどうだろうか。この夫婦は、離婚後に協力して子を養育する機会を失うことになるだろう。

(2) 第二の類型 弁護士が夫婦双方の代理人として調整役の役割を引き受ける場合である。この「調整役」という役割は、一人の弁護士が夫婦双方の代理人として交渉を通じて離婚紛争の解決にあたる場合であり、調停人や仲裁人とは別のものである。一人の弁護士が夫婦の調整役として活躍できるならば、夫婦の利益、さらには子の利益も考慮に入れ、家族

全体の最善の結果を考えて行動できるかもしれない。

この類型の問題は、夫婦双方を代理することが利益相反になり、弁護士倫理に違反するのではないかという問題に弁護士が直面することである。アメリカの弁護士倫理であるModel Rules of Professional Conduct(以下「モデルルール」という。) 1.7<sup>2</sup>は、一人の弁護士が当事者双方の代理人として行動することを完全に禁止しているわけではない。しかし、モデルルール上、当事者双方の代理人として行動できる余地があるといつても、実際の実務では、当事者双方の調整役として弁護士が行動することに躊躇する弁護士が多いようである。それは、判例<sup>3</sup>や弁護士倫理委員会<sup>4</sup>の判断として、夫婦を代理する弁護士に厳しい条件をつけており、そしてモデルルール以外の弁護士の行動指針—アメリカ家事弁護士協会(American Academy of Matrimonial Lawyers)<sup>5</sup>の「Bounds of Advocacy-Goals for Family Lawyers」(以下「家事紛争を扱う弁護士の行動指針<sup>6</sup>」という。)—が夫婦の利益相反を強調して夫婦双方の代理を禁止していること<sup>7</sup>が理由に挙げられる。

判例や弁護士倫理委員会において、一定の条件を課せば一人の弁護士が夫婦を代理することができるといっているが、それらの条件というのは、夫婦の収入や教育水準が同程度であること、未成年の子がいないこと、夫婦が離婚や財産問題等について同意していることを挙げる。

このような実務の状況について、Richard H. S. Tur教授は次のように述べている。「(双方代理が認められるための) 望ましいすべての条件が満たされる状況はまずないだろう。さらにこのアプローチは、弁護士に意見を求める前に夫婦が完全に独力で合意に到達することを求めることになる。この場合、どのような弁護士であっても単なる代書人として問題を解決することができてしまうだろう」と双方代理の条件について批判するが、その上で「このことをより肯定的に表現すれば、当

事者双方がこのような代理の意味をきちんと理解し、かつ同意する場合、そしていずれの当事者も著しく不利益を被らないだろうということを弁護士が確信する場合には、離婚訴訟において両配偶者のために弁護士が代理をすることができるだろう<sup>8</sup>」という考えを示した。

他方で、Deborah L. Rhode 教授は、「(双方代理)の同意が十分な情報に基づくことは必要ではあるが、単に情報を提供するだけでは十分ではない。夫婦の交渉力が大幅に不均衡である場合、一方の配偶者が他方の配偶者の意思決定を支配している場合、もしくは弁護士の一方当事者への特別な関係が中立の状態を難しくさせてしまう場合には、弁護士が適切な助力を当事者双方に与えることは不可能であろう<sup>9</sup>」といって、夫婦の双方代理に消極的な考えを示した。

全体としてみると、実は弁護士が夫婦の双方代理ができる場合というのは、争いのない離婚のケースだけであって、争いのある離婚である場合には、弁護士が調整役として夫婦の代理を行うことは難しいだろう。離婚紛争において弁護士が夫婦の調整役を引き受けすることは、結局認められないのではないだろうか。

(3) 第三の類型 弁護士が中立の調停人として離婚紛争の解決にあたる場合である。これは、中立の第三者として離婚紛争の解決にあたる場合であり、当事者のどちらも代理しない点で、第二の類型とは区別される。

この類型の問題は、当事者が弁護士としての役割と調停人の役割を明確に区別できるかということ、および弁護士がそもそも中立の調停人として行動できるかということである。

まず、モデルルール 2.4 は、弁護士が調停人として行動する場合は、弁護士がそのことを当事者に説明する義務があるとしている<sup>10</sup>。そして、モデルルール 2.4 の注釈でも「…中立の第三者の役割と依頼者の代理人として、固有の問題に直面することがある。当事者ら

がその手続において、法律家によって代理されていない場合は、その混同のおそれがあるので重要である」とし、弁護士が当事者に対し、代理人ではなく調停人として行動することを理解させることが重要であるとしている。さらに、「家事・離婚調停のための実務基準 (Model Standards of Practice for Family and Divorce Mediation)」(以下、「家事・離婚調停のための実務基準<sup>11</sup>」という。)の基準 3 は、「家事調停人は、調停参加者に調停がどのようなものかを理解させ、調停による合意を行う前に調停参加者が調停をすることができるか否かについて判断しなければならない」と規定し、注釈には、「家事調停が始まる前に、調停人は、当事者に調停手続とその目的の概要について説明し、他の手続、たとえば裁判と家事調停の区別を理解させるようにすべきである」とし、手続全体の説明を明確にすることを求めている。

次に、そもそも弁護士が中立の調停人としてふさわしいのかという問題がある。実は、アメリカの弁護士が調停人となることに懐疑的な考え方がある。なぜなら、調停人というのは、中立性を保持し、紛争当事者を統制し、当事者双方に受け入れやすい調停案を提示し、その調停案が公正であると説得することに価値を置くものである。しかし、弁護士は依頼者に忠誠を尽くすことや、秘密を守ることなど弁護士に課せられたルールを遵守するだけではないかと考えられていたからである。

しかし最近のロースクールでは、論争主義的な役割に徹するよりも「正義 (ジャスティス)」を基礎にした弁護士でありたいと考える学生が増え、授業科目で調停その他の ADR の実習をする機会もあることから、将来調停人として活躍が期待できる弁護士に不足はないともいわれるようになった<sup>12</sup>。

ここで重要なのは、弁護士が当事者に弁護士と調停人の役割を説明して理解させること、そして弁護士自身も調停人の役割を完全に理解して行動することであろう。

### 三、子の利益

最後に、家族法弁護士が直接の依頼者でない子の利益についてどのような役割を果たすべきかについて検討する。

ほとんどの離婚手続において、子は親の争いに巻き込まれる。たとえば、未成年の子が親によって金銭を巡る交渉の切り札として利用される場合がある。しかし、未成年の子の利益は、形式上は弁護士によって代理されない。この場合に、弁護士がどのようにして代理されない子の利益に対応すべきかは、長年にわたって議論されてきた<sup>13</sup>。以下、子の監護権を巡る紛争の事例を二つ紹介する。

一つは、妻が一旦受け入れた離婚和解の無効を申し立てた事件である。妻は、夫が提示した和解条件は自分にとって非常に不利であったが、和解条件に同意しないならば監護権を争い、さらに妻の浮気の証拠を暴露すると脅されたと主張した。結果として、裁判所は妻の申立てを却下したが、その際、裁判所は、「監護権は私達がそれを好むか好まないかにかかわらず頻繁に切り札になる」ことを指摘した<sup>14</sup>。

いまひとつも、妻が離婚合意の無効を裁判所に申し立てた事件である。夫婦には未成年の息子と娘がいた。離婚訴訟を提起した際、子は母親と住んでいた。父親は、子が父親のところに遊びにきた際に、子を母親に返さなかつた。この後、夫婦は和解合意を結んだ。それは、妻は監護権と引き換えに夫婦の共有財産（40万ドル～80万ドル）をあきらめるという内容だった。妻は、和解合意を結ばなければ、監護権を争うと夫に脅されたと主張した。裁判所は、その和解が夫により強制されたかどうかについて確認する必要があるとし、和解の無効手続をするために審理を差し戻した<sup>15</sup>。

このように夫が監護権を切り札として争い、自己に有利な離婚合意を求める場合があることがわかる。この監護権の争いについて、Richard Neely 教授は、次のように言う。「離婚判決が下されるのは、夫婦が私的な交渉を

通じて和解を結んだ後である。この和解の認可は、ほとんど機械的な審査だけを行う裁判官によって行われる。その結果、当事者（通常、夫）は有利な和解を獲得するためにあらゆる手段をとろうとするだろう。このことは、夫が養育費などを減額して受け入れるように妻を威圧する手段として、『監護権を争う』との脅しをかけることを意味する。母親は監護権を失いたくないので、このような技術は通常成功する。妻は、子供を得るが養育費を十分にもらえない。そして子供は貧乏に育つよう強いられる<sup>16</sup>」。

弁護士は依頼者の利益を十分に代理しなければならないが、依頼者である親の要望が「子の福祉」と直接対立する場合について、モデルルールは弁護士に何の指針も提供していない。他方で、アメリカ家事弁護士協会の「家事紛争を扱う弁護士の行動指針」は、特別に「子」という項目を設け、弁護士に指針を与える。

「家事紛争を扱う弁護士の行動指針」では、「子」についての指針を示す前に「家族法の最も難しい問題は、弁護士の子に対する義務を確定することである。弁護士は、子を犠牲にしないで依頼者の利益を十分に代理しなければならない」という前文を入れている。

#### 6.1 親を代理する弁護士は、未成年の子の福祉を考慮に入れて、未成年の子が離婚によって生じる不利益を縮小すべきである。

注釈では、弁護士は、家族は関係を継続するものであるということを当事者に気付かせるべきであり、親は自分の利益よりも子の利益を優先して考えるように考え方を向けさせるべきであるとしている。また、子が離婚のために傷つかないように関係書類の取り扱いに注意し、子がそばにいるときは離婚の話を不用意にしないよう警告するべきであると規定している。

#### 6.2 弁護士は、経済的な影響力を及ぼす目的で、または復讐をする目的で依頼者が監護権を争う

ことを許すべきではない。

注釈では、経済的利益を獲得するための手段として監護権を主張する依頼者の助言を拒絶するようすべきであるとしている。子が離婚手続において『人質』として利用されないよう弁護士が気を付けるべきであり、もしそれでも依頼者が監護権をしつこく主張し続ける場合には、弁護士は辞任すべきであるとしている。

#### 6.3 弁護士との接触が未成年の子の福祉に影響を与える場合には、家族法弁護士は子と意思疎通を始めるべきではない。

注釈では、子を離婚手続に巻き込むことは子にとって有害になるので、弁護士が依頼者である親の代わりに子に助言するべきではないとしている。

#### 6.4 弁護士は、依頼者と十分に協議しないで、子の最善の利益になるという合理的な考えがない限り、子を裁判所に連れて行ったり、子を証人として呼び出すべきではない。

注釈では、訴訟において親の一方の証人にさせることは、大きな心理的な負担を子に課すので、子を裁判所に連れて行くべきではないが、子が自分の意見を述べたいと言った場合には、弁護士や裁判官などの訴訟関係者は、子に負担をかけないようにして子の意見を聞くように努めるべきであるとする。その場合でも、弁護士は、予想される心理的負担について適切な専門家に相談し、証言する子のリスクを考慮に入るべきとしている。

離婚事件において子の利益を考えるのは、第一次的にはその両親であるが、離婚処理で各自の利益を最大限にしようとする親によって、子の利益を損なう場合がある。「家事紛争を扱う弁護士の行動指針」は、弁護士が親に子の最善の利益を考慮するように促し、そ

れでも親が自己の利益を優先して監護権を争うならば、他のカウンセラーの力を借りるか、辞任をするべきであるといっている。しかし監護権を切り札にする戦術を完全に防止できるわけではない。したがって、子の利益を考えることは、弁護士個人の倫理によるしかないだろう。

## 四、おわりに

最後に、日本の状況について少し触れたい。

### 1. 家族法弁護士の役割について

日本において、離婚に争いがない場合には、協議離婚をすればよいので弁護士を雇う必要はない。離婚やその他の点で争いがある場合、夫婦が一人の弁護士に利益調整を依頼することができるかという問題は残る<sup>17</sup>。

小島武司教授らの代表的な法曹倫理テキストでは、家事紛争という特定領域を念頭においていないと思われるが、複数当事者の利益を調整する弁護士について次のように述べている。

「…複数当事者全員について同時に権利義務関係の調整を行うという事件の依頼は、依頼した複数当事者にとっては、調整が成功すれば、事後の紛争や訴訟を回避できることになり、メリットが大きい。そこで、弁護士としてもそのような依頼には積極的に応えたくなる。しかし、このような場合でも、その調整に失敗すると、弁護士が各当事者に対し公正・公平な立場を保持していたとしても、当事者が弁護士に対する不信感を抱くという事態をまねきやすく、依頼を受けることを躊躇する気持ちも生じる。すなわち、弁護士としては、依頼者の利益をとり幅広い弁護士業務活動を目指すか、弁護士としての公正さのためにビジネスチャンスを逸すべきかという選択に悩まされることになる。当事者全員の弁護士に対する信頼感が強くなく、調整が成功する可能性が高くなかった場合には、そもそも調整を引き受けるべきではないであろう。しかし、

複数の依頼者全員に弁護士が調整役として活動することを求められており、かつ調整がうまく成功する見込みが確かにある場合には、調整役としての活動可能性をぎりぎりまで探らざるを得なくなる。このような場合には、調整役として活動すること自体が直ちに双方代理や利益相反に該当するとは限らないと思われる<sup>18</sup>」とし、弁護士の調整役の役割を否定していない。

日弁連は、「複数の依頼者全員が話し合いによる解決を求めているときは、全員について同時に権利義務関係の調整を行うという事件の依頼であって、このような事件を受任すること自体は、直ちに双方代理にも利害相反にも該当するとは考えられない」とし、弁護士が複数依頼者の調整を引き受けるにあたっては、以下のような慎重な配慮が必要であるとしている。すなわち、「当事者全員の弁護士に対する信頼感が強く、調整の可能性が高いものであることが望まれる。受任したときは、各当事者に対し、公正・公平な立場を保持しなければならない。しかしながら、途中で円満解決の見込みがなくなったときは、当事者全員にその旨を告げて、職務を終了すべきである。そしてその紛争に関しては、以後いずれの当事者の代理もしてはならない<sup>19</sup>」。

総合すると、複数の依頼者の利益を調整することが直ちに双方代理や利益相反に該当しないならば、弁護士は、離婚について争いのある夫婦の調整役を引き受けができるかもしれない。

## 2. 子の利益について

日本の離婚紛争における子の福祉の問題について言及している文献がある。「全般的にいえることは、離婚と子の福祉の問題に対する公的関与のあまりの低さである。その最たるもののが協議離婚であって、離婚届書自身に改善の必要があるうえ、その届出、受理が戸籍管掌吏の形式的審査に服する以外はすべて当事者の『自由な協議』に委ねられるが、実はこの協議すら欠けがちであることが最近の調

査によって明らかにされている。このような離婚が全体の90%を占めているのである。協議離婚において劣悪な養育費の取決めと支払いの状況が家庭裁判所の調停を経た離婚において重要な改善をみせていることはすでに指摘したところであり、協議離婚に適切な公的関与の方法が導入されるならば、その実態が現状を脱するものとなることは確実に期待されえよう<sup>20</sup>」。

調停離婚や裁判離婚の場合、子の福祉の問題について、公的な手続システムの中でチェック機能が果たされることが十分考えられる。しかし、前述のように協議離婚の場合には、公的なチェック機能の取り込みが行われない。そこで、たとえば協議離婚の場合でも弁護士が子の親権者や養育費の合意についてチェックすることができるならば、弁護士が公的なチェック機能に準じた機能を果たすことができ、子の利益を考慮することができるのではないだろうか。

## 註

- 1 本稿は、2010年3月に桐蔭横浜大学ミディエイション交渉研究所の公開研究会で報告した内容をまとめたものである。
- 2 モデルルール1.7：利益の相反：現在の依頼者
  - (a) 法律家は、(b) 項に規定される場合を除き、ある依頼者を代理することが利益相反の競合を含む場合には、当該依頼者を代理してはならない。利益相反の競合がある場合は、以下のいずれかの場合である。
    - (1) ある依頼者を代理することが、直接的に他の依頼者の利益に反するとき。
    - (2) ひとりまたは複数の依頼者を代理することが、自己の他の依頼者、かつての依頼者もしくは第三者に対する義務、または自己の個人的な利害関係により、重大な制約を受ける相当な危険があるとき。
  - (b) (a) 項に規定する利益相反の競合があ

- る場合であっても、法律家は、以下のすべての要件を満たす場合には、依頼者を代理することができる。
- (1) 法律家が、影響を受ける各依頼者に対し、十分かつ熱心な代理行為を提供できると考え、かつそれが合理的であること。
  - (2) 当該代理行為が、法律により禁じられないこと。
  - (3) 当該代理行為が、同一の訴訟または他の審判手続において、法律家が代理する他の依頼者に対する請求の主張を含まないこと。かつ、
  - (4) 関係する個々の依頼者が、インフォームド・コンセントを与え、かつ、それが書面により確認されていること。
- (藤倉皓一郎監修・日本弁護士連合会訳「ABA 法律家職務模範規則」第一法規（平成18年）76頁)
- 3 ①夫婦が共同代理に同意するとした書面に署名し、弁護士が裁判所に対し共同代理の許可を求める申し立てを行ったものである。裁判所はその判決の中で「一定の条件が整えば」共同代理は、認められることを示した。その条件とは、財産問題や子の監護権の争いがない場合、または夫婦が同程度の収入があり、夫婦の教育水準もほぼ同じで、夫婦の扶養の問題が関係していない場合に限られるというものだった (Kleemann v. Superior Court, 75 Cal. App. 3d 893, 142 Cal. Rptr. 509 (Cal. Super. Ct. 1977))。
- ②オレゴン州弁護士懲戒委員会の訴追請求により6ヶ月間の営業停止の制裁を受けた弁護士がその決定を覆すために訴えを起こしたものである。Peterson 判事は、その中で共同代理が倫理的に許容されるための条件をリストアップした。この条件には、離婚と財産問題の全面的な同意があること、未成年の子供がないこと、大きな資産または負債がないこと、当事者による完全な情報開示があること、そして「夫婦双方に問題処理能力があり、紛争が訴訟に進んだ場合の結果について予測ができる」と弁護士が確信していることなどを挙げた (In re McKee 849 P.2d 509 (Or.1993))。
- 4 ワシントン・コロンビア特別区の弁護士倫理委員会の意見である。離婚を求める夫婦の共同代理 (joint representation) は、限られた特定の条件のもとでは許される。特定の条件とは、仕事の状況、給料、教育水準が類似していること、子供がないこと、そして夫婦が「弁護士を雇う前に」すでに財産分与、およびその他の重要な条件の同意をしている場合である (Committee on Legal Ethics of the District of Columbia Bar, Op. 143) (Nov.13, 1984)。
- 5 アメリカ家事弁護士協会は、1962年に設立された弁護士の任意団体である。弁護士がこの協会の会員になる資格は、少なくとも10年間に取扱い事件の75%以上を家事紛争の処理にあてていることが必要条件である。加えてこの協会に入るためには、裁判官や他の弁護士から推薦を得て、筆記・口述試験を受けなければならない。この協会の会員であることは、相当厳しい資格要件が課されていることから、家事紛争に関して経験豊富な弁護士であると目されている。
- 6 「家事紛争を扱う弁護士の行動指針」は、家事紛争を扱う弁護士にとって明瞭な行動指針となることを目的として作成されたものである。弁護士の懲戒規範として機能するものではないが、家族法弁護士であれば通常この行動指針に従うものである。アメリカ家事弁護士協会のサイト (<http://www.aaml.org/>) の「Bounds of Advocacy」を参照 (<http://www.aaml.org/go/library/publications/bounds-of-advocacy/>)。
- 7 「家事紛争を扱う弁護士の行動指針」の基準3.1は、「弁護士は、夫と妻がそれぞれ個別に代理を付けたくないと考える場合であっても、夫と妻の双方を代理すべきではない」と規定する。基準3.1の注釈は、「調整役 (intermediary) として夫や妻を代理することは、モデルルールによって完全に禁じら

れてはいないが、弁護士が当事者双方に公平な助言を与えることは難しい。外見上友好的な別居または離婚でさえも、経済的問題または監護権を巡り戦闘的な訴訟になってしまうかもしれない。したがって、「家事弁護士は、たとえ夫と妻の同意があっても夫と妻の双方を代理するべきではない」としている。

- 8 Richard H.S.Tur, "Family Lawyering and Legal Ethics", in Stephen Parker & Charles Sampford, "Legal Ethics and Legal Practice: Contemporary Issues(ed.)" Clarendon Press Oxford(1995), at153.

- 9 Deborah L. Rhode, "Professional Responsibility-Ethics by the Pervasive Method", 2nd ed.(Aspen Law & Business 1988), at 777

- 10 モデルルール 2.4 : 中立の第三者を務める法律家

(a) 法律家が、依頼者以外の 2 人またはそれ以上の者の間で生じた紛争その他の問題を解決するために、その者らを支援するとき、その法律家は中立の第三者を務めるものとする。中立の第三者としての業務には、仲裁人、調停人または当事者間の問題解決の支援を可能とするようなその他の立場での業務を含む。

(b) 中立の第三者を務める法律家は、代理されていない当事者に対し、自らが代理しているのではないことを伝えなければならない。当事者が当該事件における法律家の役割を理解していないことを、法律家が知りまたは合理的に知るべきであるときは、法律家は、法律家の中立の第三者としての役割と依頼者の代理人としての役割の違いを説明しなければならない。

(藤倉皓一郎監修・日本弁護士連合会訳「ABA 法律家職務規則」第一法規(平成 18 年) 164 頁)

- 11 これは、アメリカ法曹協会(家族法部会)が、家事調停に関する新しい考察が必要であるとし、2002 年に作成したものであ

る。この「家事・離婚調停のための実務基準」は、弁護士が調停をするための行動指針というよりは、家事調停を行う実務家のための実務基準である。この基準を作成するにあたり、The Association of Family and Conciliation Courts、The Academy of Family Mediators、The Association of Family and Conciliation Courtsなどの団体も参加した。

- 12 Rhode, supra note9, at 758-763.

- 13 Ibid., at 756.

- 14 In re the Marriage of Lawrence, 642 P.2d 1043 (Mont.1982)

- 15 Brockman 対 Brockman, 194 Cal. App. 3d 1035 (1987)

- 16 Rhode, supra note9, at 387.

- 17 弁護士が利益相反関係にある両当事者のための代理行為を行う場合は、双方代理となり、その行為は無効となる(民法 108 条)。そしてこの弁護士の行為は委任義務違反となるだけでなく、ひいては弁護士法 1 条(弁護士職務規程 5 条)に規定する誠実義務違反となるかもしれない。

- 18 小島武司ほか「法曹倫理」有斐閣(2006 年) 94、95 頁

- 19 日本弁護士連合会「注釈弁護士倫理」有斐閣(2002 年) 111 頁

- 20 浦本寛雄「離婚法の変動と思想」法律文化社(1999 年) 274 頁、275 頁